

### 【主な施策】

- ・ 経済連携協定（E P A）に基づく外国人介護福祉士候補者受入れ支援〔福祉保健局〕  
経済連携協定（E P A）に基づき来日する外国人介護福祉士候補者が、在留期間内（上限は 4 年）に国家試験に合格し引き続き就労ができるよう、民間福祉施設に対し、日本語習熟等のチューター経費や教材費等、資格取得のための経費の一部を補助します。

### 第3節 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの設立

- これまでの東京都老人医療センターと東京都老人総合研究所を一体化させ、地方独立行政法人として、高齢者を取り巻く種々の課題を解決し、大都市東京に相応しい高齢者医療の確立、高齢者の健康保持及び疾病・介護予防等に寄与する「東京都健康長寿医療センター」を設立します。

#### 【現状と課題】

- 超高齢社会の到来により、今後、高齢者に対する医療への様々な需要は飛躍的な増大が見込まれ、高齢者には心身の特性に応じた負担の少ない医療、QOLの維持・向上に資する医療の提供がますます必要となります。
- 東京都には、高度・先端医療を提供する医療機関が集中していますが、加齢に対応する専門の医学・医療はいまだ確立されているとは言い難く、また、高齢者の特性に対応できる医師など医療従事者も不足しています。このため、高齢者の特性に対応できる医療の確立や医療従事者の育成が急務です。
- さらに、都内の要介護高齢者のおよそ半数は、何らかの介護及び支援を必要とする認知症の症状を持っているなど、認知症を有している高齢者に対する適切な医療の提供も課題です。
- こうした課題に対応していくために、高齢者に適切な医療を提供するための確固たる基盤を構築し、大都市東京にふさわしい高齢者医療を確立していかなければなりません。また、高齢者医療の基盤づくりと確立のためには、高齢者医療と連携した基礎研究及び臨床研究の展開や、高齢者が健康で長寿を全うできるよう、疾病予防及び介護予防に関する研究も必要です。

#### 【施策の方向】

- 高齢者医療モデルの確立と発信の拠点、高度・先端医療への取組と老化・老年病の研究・開発を推進するため、高齢者専門の急性期病院である東京都老人医療センターと老化及び老年病に関する研究所である東京都老人総合研究所とを統合し、地方独立行政法人「東京都健康長寿医療センター」を平成21年4月に設立します。
- 「東京都健康長寿医療センター」は、高齢者のための高度専門医療及び研究を行い、都における高齢者医療及び研究の拠点として、その成果及び知見を広く社会に発信する機能を発揮し、もって都内の高齢者の健康の維持及び増進に寄与することを目指します。
- また、地方独立行政法人化に合わせて、老朽化している施設の建て替えを行い、大都

市東京にふさわしい高齢者医療の確立と発展、そして高齢者の健康の保持と疾病・介護予防の対応に寄与する施設として整備していきます（平成 25 年度開設）。

### 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターは高齢者の心身の特性に応じた適切な医療の提供、臨床と研究の連携、老年学・老年医学の研究の推進を通じて、高齢者の健康増進、健康長寿の実現を目指し、大都市東京における超高齢社会の都市モデルの創造の一翼を担います。

#### 高齢者の特性に配慮した医療の確立と提供を目指します。

- ☆ 重点医療の提供（血管病医療・高齢者がん医療・認知症医療）  
⇒ 医療と研究の一体化のメリットを活かして高度・先端医療の提供を実現します。
- ☆ 急性期における適切な医療の提供を行います。
- ☆ 地域の医療機関、福祉施設との医療連携の推進を図ります。

#### 高齢者医療・介護を支える研究を推進します。

- ☆ 重点医療に寄与する病因・病態・治療・予防の研究を実施します。
- ☆ 老年学・老年医学の研究を推進し、予防・医療・介護の諸課題に包括的に取り組みます。  
⇒ 臨床への実現化や社会還元を進めます。

#### 高齢者医療・介護を支える専門人材の育成を図ります。

- ☆ 高齢者疾病特性に精通した医師、看護師、医療技術者を育成します。
- ☆ 老年学・老年医学をリードする研究者を育成します。

資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成